

11:58

1/1

~~様式9-1(1/2)~~

応急措置の概要(原子炉施設)

(第21719報)

2020年11月12日11時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日11時12分頃、1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になりました。 これに伴い、11時13分、当直長が実施計画第1編第24条(未臨界監視)を満足できないと判断しました。 プラントパラメータ、モニタリングポスト、構内敷地境界連続ダストモニタの指示に有意な変動はありません。 引き続き、状況等について確認してまいります。</p> <p>【公表区分：B】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

12:44

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第21720報)

2020年11月12日12時35分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日21719報でお知らせした1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になり、「運転上の制限を逸脱した」と判断した件について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>本日11時30分に当該設備の代替監視としてモニタリングポストによる空間線量率及び原子炉圧力容器底部の温度上昇率の監視を開始しました。 引き続き、状況等について確認してまいります。</p> <p>プラントパラメータ、モニタリングポスト、構内連続ダストモニタ、周辺監視区域境界連続ダストモニタ、構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。</p> <p>【公表区分：B統】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

12:44

✓

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 1 7 2 1 報)

2020年11月12日12時35分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項口)
発生事象と対応の概要 (注 2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日 10 時 3 4 分, 3 号機原子炉格納容器ガス管理設備においてフィルタ出口水素 (A) 濃度高警報が発生しました。</p> <p>ガス管理設備の運転状態を確認したところ, ガス管理設備のモニタ (A) が停止していることを確認しモニタ (A) は速やかに復旧できないと 12 時 0.2 分に判断しました。</p> <p>なお, モニタ (B) で監視はできています。</p> <p>プラントパラメータ, モニタリングポスト, 構内連続ダストモニタ, 周辺監視区域境界連続ダストモニタ, 構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。</p> <p>今後, モニタ (A) 停止の原因を調査してまいります。</p> <p>【公表区分: E】</p> <p>※添付の有り (無し)</p>
その他の事項の対応 (注 3)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

13:11

X

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第21722報)

2020年11月12日 13時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日21719報他でお知らせした1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し, 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になり, 「運転上の制限を逸脱した」と判断した件について, その後の状況をお知らせします。</p> <p>原因を調査した結果, 誤操作により当該設備の停止に至ったことを確認しました。このことから, 今後準備が出来次第, 当該設備の起動操作を実施します。</p> <p>また, 12時30分に, 代替監視として監視しているモニタリングポストによる空間線量率及び原子炉圧力容器底部の温度上昇率について, 異常がないことを確認しました。</p> <p>なお, プラントパラメータ, 構内連続ダストモニタ, 周辺監視区域境界連続ダストモニタ, 構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。</p> <p>【公表区分: B統】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

13:58

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第21723報)

2020年11月12日13時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日21719報他でお知らせした1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し, 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になり, 「運転上の制限を逸脱した」と判断した件について, その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該設備の排気ファンの起動操作を実施し, 13時22分に運転状態に異常がないことを確認しました。</p> <p>また, 代替監視は継続して実施しており, 異常がないことを確認しております。</p> <p>なお, プラントパラメータ, 構内連続ダストモニタ, 周辺監視区域境界連続ダストモニタ, 構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。</p> <p>【公表区分: B統】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

15:08

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21724報)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

2020年11月12日15時00分

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日21719報他でお知らせした1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になり、「運転上の制限を逸脱した」と判断した件について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>1号機PCVガス管理設備排気ファン起動後、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器にて未臨界監視が可能であることを確認しました。 これに伴い、実施計画第三章第1編第24条(未臨界監視)「原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器1チャンネルが動作可能であることを満足していることを確認したことから、当直長は14時40分、運転上の制限の逸脱からの復帰を判断しました。</p> <p>なお、運転上の制限を逸脱していた時間帯については、代替監視により未臨界状態を維持出来ていることを確認しております。</p> <p>【公表区分：B統】</p>
	※添付の有り・ <u>無し</u>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

16:19

1/14

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21725報)

2020年11月12日16時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [11月12日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 4月17日, 5月15日, 6月19日, 11月11日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 11月11日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 11月11日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 11月9日、11日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 9月28日、11月11日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクFの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月13日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 11月8日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

3/14

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2020年11月12日 11:00現在

(重要事項) 各種機器については、仕様やその後の改修進捗の影響を受けて、通常の使用環境条件を越えているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存在している。プラントの状況を把握するために、このような計測の不確かさを考慮したうえで、図表の計測器から得られる情報を駆使して変化の傾向にも留意して観測している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 1.4 m ³ /h CS系: 1.4 m ³ /h (11/12 11:00 現在)	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 1.5 m ³ /h (11/12 11:00 現在)	給水系: 2.9 m ³ /h CS系: 0.0 m ³ /h (11/12 11:00 現在)	
原子炉压力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 22.8 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 22.7 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 22.6 °C (11/12 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 27.5 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 25.6 °C (11/12 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 27.5 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 26.4 °C (11/12 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 22.9 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 22.7 °C (11/12 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 27.8 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 27.4 °C (11/12 11:00 現在)	格納容器空筒側入り空気温度 (TE-16-114A): 28.2 °C 格納容器空筒側供給空気温度 (TE-16-114F#1): 25.8 °C (11/12 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.23 kPa g (11/12 11:00 現在)	1.96 kPa g (11/12 11:00 現在)	0.42 kPa g (11/12 11:00 現在)	
窒素封入流量 ※3	RPV (RV/H-A): - Nm ³ /h (RV/H-B): 15.39 Nm ³ /h (JP-A): 15.02 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (11/12 11:00 現在)	RPV-A: 6.59 Nm ³ /h RPV-B: 6.77 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (11/12 11:00 現在)	RPV-A: 8.34 Nm ³ /h RPV-B: 8.62 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (11/12 11:00 現在)	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	22.5 m ³ /h (11/12 11:00 現在)	13.91 Nm ³ /h (11/12 11:00 現在)	16.67 Nm ³ /h (11/12 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水系温度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (11/12 11:00 現在)	A系: 0.04 vol% B系: 0.03 vol% (11/12 11:00 現在)	A系: - vol% B系: 0.05 vol% (11/12 11:00 現在)	※7
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 8.10E-04 Ba/cm ³ 検出限界値 3.90E-04 B系: 指示値 1.14E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.20E-04 (11/12 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.4E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 Ba/cm ³ (11/12 11:00 現在)	A系: 指示値 - Ba/cm ³ 検出限界値 - B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm ³ (11/12 11:00 現在)	※7
使用済燃料プール 水温度	- °C (11/12 11:00 現在)	- °C (11/12 11:00 現在)	15.0 °C (11/12 11:00 現在)	※5 (11/12 11:00 現在)
FPC 及び シェッド 水位	- m (11/12 11:00 現在)	5.59 m (11/12 11:00 現在)	3.81 m (11/12 11:00 現在)	66.9 X100mm (11/12 11:00 現在)

(計測器に関する事項)
※1: 原子炉格納容器の放射能濃度は0.00vol%と表示される。 (水素濃度が極めて低い場合は、計測精度によりマイナス表示される場合があるため)
※2: 原子炉格納容器の放射能濃度はXe135の放射能濃度を指す。
※3: 原子炉格納容器の放射能濃度はXe135の放射能濃度を指す。
※4: 窒素封入流量は0
※5: 4号機使用済燃料プールの放射能濃度は0
※6: 計測器に付いた放射能濃度
※7: 不具合によりデータ欠測

3/14

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2020/11/11 07:56	< 5.6E+00	5.7E+00	1.6E+02
2号機サブドレン	2020/11/11 07:50	< 1.2E+01	4.5E+01	1.2E+03
3号機サブドレン	2020/11/11 07:42	< 4.2E+00	< 4.2E+00	< 4.8E+00
4号機サブドレン	2020/11/11 07:27	< 4.5E+00	< 4.6E+00	< 3.8E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
構内深井戸	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
 - ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
 - ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 - ・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

4/4

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (Pu)

採取地点	採取日時	分析項目	
		Pu-238 (Bq/L)	Pu-239+240 (Bq/L)
1号機サブドレン	2020/04/17 08:30	< 4.8E-04	< 5.7E-04
	2020/04/17 08:20	< 5.0E-04	< 5.9E-04
2号機サブドレン	2020/05/15 07:12	< 5.0E-04	< 4.5E-04
	2020/06/19 09:10	< 5.4E-04	< 4.9E-04
3号機サブドレン	2020/05/15 07:25	< 5.1E-04	< 4.7E-04
4号機サブドレン	2020/06/19 08:40	< 5.3E-04	< 4.9E-04
5号機サブドレン	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—
深井戸	—	—	—

・核種毎の半減期：Pu-238(約88年)，Pu-239(約24000年)，Pu-240(約6600年)

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31，3.1E+00は3.1×10⁰で3.1，3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・分析機関：株式会社 化研

5/14

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン等 分析結果(全α・全β・H-3・Sr・Y)

採取地点	採取日時	分析項目							
		全α (Bq/L)	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-89 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2020/04/17 08:30	< 1.8E+00	1.5E+04	3.1E+02	< 2.3E+02	8.4E+03	< 8.1E+00	7.1E+00	1.6E+02
	2020/04/17 08:20	< 1.8E+00	8.3E+03	2.3E+02	< 1.5E+02	3.2E+03	< 1.6E+01	1.1E+02	2.2E+03
2号機サブドレン	2020/05/15 07:12	< 2.0E+00	2.1E+04	4.2E+02	< 7.7E+02	9.6E+03	< 2.1E+01	2.3E+02	4.5E+03
	2020/06/19 09:10	< 2.2E+00	5.3E+03	1.1E+02	< 3.8E+02	2.1E+03	< 1.2E+01	7.3E+01	1.4E+03
3号機サブドレン	2020/05/15 07:25	< 2.4E+00	8.1E+00	1.3E+03	< 8.7E-02	2.0E-01	< 4.3E+00	< 3.6E+00	< 3.8E+00
4号機サブドレン	2020/06/19 08:40	< 2.3E+00	< 2.0E+00	3.7E+01	< 5.8E-02	7.7E-02	< 4.3E+00	< 3.0E+00	< 4.7E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
桶内深井戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・核種毎の半減期：H-3(約12年)、Sr-89(約51日)、Sr-90(約29年)、I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不符号 (<)：小なりは、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.O.E±Oとは、O.O×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・I-131、Cs-134、Cs-137については既にお知らせ済み。

6/14

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (V)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2020/11/11 07:27	< 4.5E+00	< 4.6E+00	< 3.8E+00
プロセス主建屋北東	2020/11/11 07:21	< 5.0E+00	< 3.2E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2020/11/11 07:15	< 5.2E+00	< 4.6E+00	< 5.0E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2020/11/11 06:55	< 4.5E+00	< 3.2E+00	< 5.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2020/11/11 07:00	< 4.9E+00	< 5.7E+00	4.5E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2020/11/11 06:50	< 5.0E+00	< 5.1E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南東	2020/11/11 07:06	< 4.7E+00	< 3.7E+00	< 4.1E+00

- ・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE±O とは、O.O×10⁰であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2/4

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2020/11/11 07:06	2.0E+01	8.1E-01	1.6E+01
物場場排水路	2020/11/11 07:11	< 3.5E+00	< 4.4E-01	1.4E+00
K排水路	2020/11/11 06:00	8.1E+00	< 7.9E-01	7.9E+00
BC排水路	2020/11/11 06:30	< 3.7E+00	< 8.0E-01	< 7.2E-01
5,6号機排水路※1	2020/11/11 07:40	< 3.5E+00	< 4.9E-01	8.7E-01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは, $O.O \times 10^{\pm O}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は, 解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

8/14

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ^{※1}	2020/11/11 08:05	1.1E+02	-	-	-	-	-	-	7.6E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・採掘時の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
 ・不等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O.O.E±Oとは、 $O.O \times 10^{\pm O}$ であることを意味する。
 (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読み、
 ※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、Y測定は実施せず、全βは参考値としてその後測定。

9/14

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										
		全β (Bq/l)	Mn-54 (Bq/l)	Co-60 (Bq/l)	Ru-106 (Bq/l)	Sr-90 (Bq/l)	Cs-134 (Bq/l)	Cs-137 (Bq/l)	塩素 (ppm)			
1,2号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2020/11/11 07:53	5.1E+02	< 2.5E-01	< 2.7E-01	< 1.9E+00	< 7.9E-01	< 2.6E-01	5.8E-01	-	-	-	
No.2-7	2020/11/11 07:48	4.8E+02	< 3.0E-01	< 4.6E-01	< 3.5E+00	< 1.2E+00	< 3.8E-01	3.7E+00	5.1E+02	-	-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2,3号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- 検出限の半減期: Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約376日), Sr-90(約30年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

- 不検出 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

- 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

- O.O.E±Oとは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水筒による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)		
No.0-1	2020/11/09 08:50	1.1E+02	1.0E+04	< 1.2E+00	< 1.3E+00	< 1.3E+01	< 4.6E+00	< 1.5E+00	< 3.2E+01	-		
No.0-1-2	2020/11/09 08:40	< 1.3E+01	1.2E+04	< 3.7E-01	< 3.3E-01	< 3.5E+00	< 1.3E+00	< 3.8E-01	1.4E+00	-		
No.0-2	2020/11/09 07:40	2.0E+01	3.3E+02	< 3.7E-01	< 4.8E-01	< 3.4E+00	< 1.4E+00	< 4.2E-01	1.7E+00	-		
No.0-3-1	2020/11/09 08:35	3.1E+01	< 1.0E+02	< 2.7E-01	< 3.6E-01	< 2.5E+00	< 9.5E-01	< 3.3E-01	1.5E+00	-		
No.0-3-2	2020/11/09 08:30	7.2E+01	2.0E+04	< 2.3E-01	< 2.5E-01	< 1.8E+00	< 7.8E-01	< 2.5E-01	1.0E+00	-		
No.0-4	2020/11/09 07:35	< 1.3E+01	1.1E+04	< 3.3E-01	< 3.1E-01	< 2.3E+00	< 9.6E-01	< 3.3E-01	2.9E+00	-		
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
No.1-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
No.1-9	2020/11/09 08:20	8.4E+01	6.1E+02	-	-	-	-	-	-	7.3E+01		
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

・核種の半減期：H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約30年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不符号 (<・小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※ 1 No.1-9は、採水器による採取であるため、V測定は実施せず、全βは参考値としてご通知にさせていただきます。

. 10/14

11/14

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/l)	H-3 (Bq/l)	Mn-54 (Bq/l)	Co-60 (Bq/l)	Ru-106 (Bq/l)	Sb-125 (Bq/l)	Cs-134 (Bq/l)	Cs-137 (Bq/l)	塩素 (ppm)				
1,2号観測ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	2020/11/09 08:04	2.2E+02	3.3E+02	< 3.3E-01	< 3.5E-01	< 3.2E+00	< 1.3E+00	< 4.1E-01	< 4.3E-01	-	-	-	-	
No.2-2	2020/11/09 07:42	1.5E+02	5.9E+02	< 1.7E+00	< 1.8E+00	< 1.6E+01	< 4.6E+00	2.2E+00	3.0E+01	-	-	-	-	
No.2-3	2020/11/09 07:31	3.1E+04	4.7E+03	< 2.8E-01	< 1.9E-01	< 2.5E+00	< 1.2E+00	3.9E-01	1.1E+01	-	-	-	-	
No.2-5 #1	2020/11/09 07:37	4.8E+04	2.0E+03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-7	2020/11/09 08:00	5.0E+02	8.9E+02	< 2.9E-01	< 3.5E-01	< 2.4E+00	< 1.1E+00	< 2.5E-01	2.2E+00	5.1E+02	-	-	-	
No.2-8	2020/11/09 07:54	4.4E+03	4.0E+02	< 2.3E-01	< 2.2E-01	< 2.3E+00	< 8.6E-01	< 2.3E-01	7.7E-01	-	-	-	-	
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 #2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・検量線の半減期: H-3(約12年), Mn-54(約5年), Ru-106(約370日), Co-60(約5年), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不符号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O.E±Oとは、 $O.O \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・H-3以外は県にお知らせ済み。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値としてご通知に測定。

12/14

2020年11月12日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/11/11 07:36	—	< 7.5E-01	< 6.6E-01
1F 6号機取水口前	2020/11/11 07:30	< 1.3E+01	< 5.4E-01	5.6E-01
1F 物揚場前	2020/11/11 07:01	1.8E+01	< 4.7E-01	< 5.0E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2020/11/11 07:05	1.5E+01	< 6.0E-01	1.1E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (避水壁前)	2020/11/11 07:10	< 1.3E+01	< 5.8E-01	2.0E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2020/11/11 06:40	1.2E+01	< 5.7E-01	< 7.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/11/11 07:15	1.7E+01	< 4.3E-01	< 6.0E-01
1F 港湾中央	2020/11/11 07:11	1.4E+01	< 5.2E-01	< 5.1E-01
1F 港湾内東側	2020/11/11 07:13	< 1.3E+01	< 3.0E-01	< 3.9E-01
1F 港湾内西側	2020/11/11 07:09	< 1.3E+01	< 2.5E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内北側	2020/11/11 07:07	< 1.3E+01	< 3.1E-01	3.5E-01
1F 港湾内南側	2020/11/11 07:17	< 1.3E+01	< 2.6E-01	< 3.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 ^{*1}			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (< : 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは, 0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める

告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

13/14

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/09/28 07:50	1.3E+01	< 9.6E-01	—	< 8.0E-01	< 6.4E-01
1F 物揚機前	2020/09/28 07:30	< 1.2E+01	< 1.8E+00	3.1E-02	< 6.6E-01	7.2E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東宮除樋北側)	2020/09/28 07:12	1.7E+01	4.4E+00	2.4E-01	< 5.9E-01	3.1E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2020/09/28 07:19	1.7E+01	4.1E+01	1.8E+00	< 6.2E-01	1.4E+01
1F 南放水口付近 (T-2)	2020/09/28 07:00	1.1E+01	< 9.6E-01	—	< 6.7E-01	< 6.0E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/09/28 07:00	< 1.3E+01	2.2E+00	4.4E-02	< 6.0E-01	< 4.9E-01
1F 港湾中央	2020/09/28 07:07	1.4E+01	3.4E+00	< 1.3E-01	< 4.4E-01	1.3E+00
1F 港湾内北側	2020/09/28 07:11	< 1.4E+01	< 1.6E+00	4.2E-02	< 3.0E-01	7.3E-01
告示濃度限度 ^{※1}			6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水质ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・検査毎の半減期：H-3(約12年), Sr-90(約29年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.E±Oとは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・物揚機前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

・Sr-90以外は既にお知らせ済み。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の気位及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別添第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

14/14

2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目					その他 核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サンブルタンク)	F 2020/11/08 08:27	650	東京電力	< 1.9E+00	1.1E+03	< 6.1E-01	< 6.9E-01	< 6.9E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.8E-01	1.1E+03	< 6.3E-01	< 5.4E-01	< 5.4E-01	検出なし
通用目標				1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2	
告示濃度限度*3				6.0E+04	6.0E+01	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水质ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01		

*核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

*不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

*O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

*1 通用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

*2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

*3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

16:19

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第21726報)

2020年11月12日16時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第21714報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクEに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 11時10分 ・排水終了 : 14時48分 ・排水量 : 541m ³ 排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分:E】
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

16:50

1/1

様式9-1(1/2)

(第21727報)

応急措置の概要(原子炉施設)

2020年11月12日16時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢宇北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第21714報でお知らせしたとおり、地下水バイパス一時貯留タンクグループ2に貯水していた水について、本日以下の通り排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時08分 ・排水終了 : 15時46分 ・排水量 : 1,570 m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
※添付の有り・無し	無し
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

22:32

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第21728報)

2020年11月12日22時25分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日21721報でお知らせした3号機原子炉格納容器ガス管理設備のモニタ(A)が停止した件について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>モニタ(A)停止の原因について調査を行ったところ、モニタ(A)に電源を供給している漏電遮断器及びモニタ(A)電源の下流側に接続されているヒータ回路の漏電遮断器が動作していることを確認致しました。 その後、ヒータ回路について絶縁抵抗を測定したところ低下傾向が確認されたことから、ヒータ回路の絶縁不良により、地絡が発生し漏電遮断器が動作したものと推定しております。</p> <p>ヒータ回路はモニタの監視機能に影響がないことから、当該ヒータ回路を切り離れた状態でモニタ(A)を受電し、正常に監視できることを22時07分に確認致しました。</p> <p>なお、当該モニタ(A)停止中においてモニタ(B)による監視は継続しており、プラントパラメータ、モニタリングポスト、構内連続ダストモニタ、周辺監視区域境界連続ダストモニタ、構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。</p> <p>【公表区分：E統】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。